

入札（見積）結果調書

令和8年度

契 約 番 号	第3-2号		
件 名	藻岩浄水場監視制御装置製造		
入札(見積)年月日	令和8年7月8日 10時 00分		
入 札(見積)場 所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	282,700,000円	主管課	
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工 種(業 種)	その他		
落札(決定)業者	美和電気工業(株)北海道支社		

入札（見積）結果調書

(単位:円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場監視制御装置製造
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本製造の対象である監視制御装置は、藻岩浄水場における浄水処理の全工程の監視制御を行う、事業継続上の最重要設備である。
本製造は、単なるハードウェアの更新ではなく、工業用パソコンに対して既設システム専用のパッケージソフトウェアを組み込み、現行の監視制御システムとの接続整合性および相互運用性を確保した上で納品することが求められる。この一連の工程においては、単にソフトウェアをインストールするだけでなく、導入後の詳細な動作検証および機能確認が必要不可欠となる。
これらの検証作業には、既設監視制御システムの詳細なデータに関する深い知見が要求される。既設システムの詳細データを保持し、かつハードウェアとソフトウェアの相互干渉を熟知している特定業者以外には、正確な機能確認およびシステム全体の総合的な調整を行うことは技術的に不可能である。
仮に上記業者以外の者が本製造に携わり、納入後に不具合が発生した場合、システム全体にわたる不具合の切り分けや責任の所在が不明確になる。その結果、メーカーによる正規の保証や迅速な保守サポートが受けられなくなり、対応が遅れた場合には監視制御が不可となり浄水処理停止などの重大事故につながる。
よって、上記業者以外では、本設備の確実な稼働を担保し、万全な保守体制を維持出来ないことから、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 8 年度

契 約 番 号	第72－21－00134号		
件 名	宮町浄水場監視制御装置製造		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 8日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	24,200,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 宮町浄水場監視制御装置製造
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本製造の対象である監視制御装置は、宮町浄水場における浄水処理の全工程の監視制御を行う、事業継続上の最重要設備である。
本製造は、単なるハードウェアの更新ではなく、工業用パソコンに対して既設システム専用のパッケージソフトウェアを組み込み、現行の監視制御システムとの接続整合性および相互運用性を確保した上で納品することが求められる。この一連の工程においては、単にソフトウェアをインストールするだけでなく、導入後の詳細な動作検証および機能確認が必要不可欠となる。
これらの検証作業には、既設監視制御システムの詳細なデータに関する深い知見が要求される。既設システムの詳細データを保持し、かつハードウェアとソフトウェアの相互干渉を熟知している特定業者以外には、正確な機能確認およびシステム全体の総合的な調整を行うことは技術的に不可能である。
仮に上記業者以外の者が本製造に携わり、納入後に不具合が発生した場合、システム全体にわたる不具合の切り分けや責任の所在が不明確になる。その結果、メーカーによる正規の保証や迅速な保守サポートが受けられなくなり、対応が遅れた場合には監視制御が不可となり浄水処理停止などの重大事故につながる。
よって、上記業者以外では、本設備の確実な稼働を担保し、万全な保守体制を維持出来ないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第二号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 8 年度

契 約 番 号	第51－21－00189号		
件 名	本局庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 8日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,618,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	51 中部配水管理課
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000004350 (株) 栗本鐵工所 北海道支店		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 本局庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕

2 業者名 株式会社栗本鐵工所 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象設備は、緊急貯水槽に設置されている緊急遮断弁で流入弁、流出弁、バイパス弁で構成されている。緊急遮断弁は災害発生時に自動的に管路を遮断して飲料水を確保するための、最も重要な機器である。そのため、緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備、劣化に対する予防保全及び部品交換が必要となる。

本修繕の対象設備は上記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品である。また、整備に必要な技術や資料はメーカー独自の仕様であり、一般に公開されていない。そのため、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整で必要な技術、資料を有するのは上記の業者のみであり、他社では履行不可能である。

標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 8 年度

契 約 番 号	第73－21－00181号		
件 名	白川第3浄水棟3 5－4 0号ろ過池表洗弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 8日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	23,298,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000004350 (株) 栗本鐵工所 北海道支店		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川第3浄水棟35-40号ろ過池表洗弁整備修繕

2 業者名 株式会社栗本鐵工所 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象機器は、ろ過池の表面洗浄設備に設置されている電動バタフライ弁である。修繕内容は、対象機器の分備整備及び部品交換、動作状況など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。本修繕の実施にあたっては、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。上記業者は当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 8 年度

契 約 番 号	第55－21－00171号		
件 名	八軒庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 8日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	638,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	55 西部配水管理課
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000004350 (株) 栗本鐵工所 北海道支店		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 八軒庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕

2 業者名 株式会社栗本鐵工所 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象設備は、緊急貯水槽に設置されている緊急遮断弁で流入弁、流出弁、バイパス弁で構成されている。緊急遮断弁は災害発生時に自動的に管路を遮断して飲料水を確保するための、最も重要な機器である。そのため、緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備、劣化に対する予防保全及び部品交換が必要となる。

本修繕の対象設備は上記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品である。また、整備に必要な技術や資料はメーカー独自の仕様であり、一般に公開されていない。そのため、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整で必要な技術、資料を有するのは上記の業者のみであり、他社では履行不可能である。

標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 8 年度

(單位：円)

(備考)



a 08732100169 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
定山溪浄水場検水ポンプ整備修繕
- 2 業者名
(株)荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由
本修繕の対象となるポンプは、(株)荏原製作所 北海道支社が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など危機に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。